

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、手帳制度に係る保安教育講習については、習熟度確認等を含めた自宅学習方式の講習を全国統一で実施しています。

- 令和 3 年度甲種・乙種火薬類製造保安責任者試験の受験者数等について
- 令和 3 年度甲種・乙種火薬類製造保安責任者試験は 11 月 8・9 日、東京都千代田区日本教育会館で行われました。
- 出願者数は、以下のとおりです。

種 類	3 年度受験者数 (人)	2 年度受験者数 (人)	増 減
甲種製造	83	93	△10
乙種製造	27	24	3
合 計	110	117	△7

- 主要行事予定表 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、延期、中止の可能性あります。
- ホームページ等でも随時お知らせします。

開催年月日	主 要 行 事
令和 3. 11. 1～12. 20	登録講師研修会 (書面開催)
12. 15	第 3 回ブロック代表会議

知事試験結果について

甲種および乙種火薬類取扱保安責任者免状ならびに丙種火薬類製造保安責任者免状は、都道府県知事の行なう試験に合格した方に対して交付されます (火薬類取締法第 31 条第 3 項)。

火薬類取締法第 31 条の 3 において、都道府県知事は、経済産業大臣が指定する者 (指定試験機関) に、第 31 条第 3 項に規定する都道府県知事の行う試験の実施に関する事務 (試験事務) の全部または一部を行わせることができるとされており、昭和 62 年 (1987 年) から全国火薬類保安協会が指定試験機関として試験事務を委任されています。

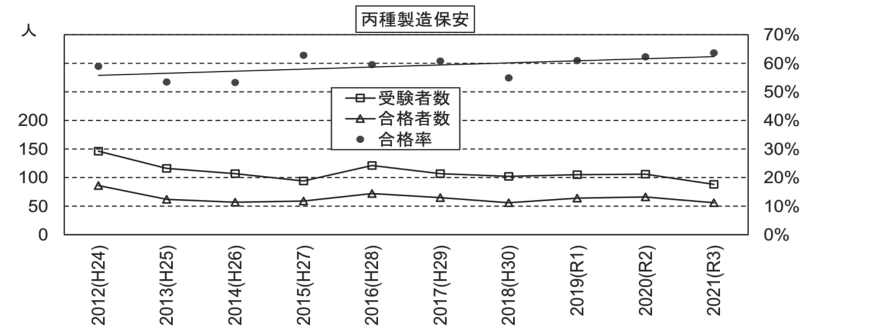
試験は例年 9 月上旬、47 都道府県の試験会場において行われ、10 月下旬に合否が発表されます。

知事試験の受験者数や合格率がどのように推移しているのか、参考までに至近 10 年のデータをまとめて図にしました。

甲種取扱保安責任者の受験者数はおよそ 2500～3500 人程度で推移しており、10 年間における合格率の平均は約 54% で、わずかながらアップする傾向にあります。

乙種取扱保安責任者の受験者数はおよそ 800～1200 人程度で推移しており、10 年間における合格率の平均は約 54% でほぼ一定です。

丙種取扱保安責任者の受験者数はおよそ 90～150 人程度で推移しており、10 年間における合格率の平均は約 59% で、わずかながらアップする傾向にあります。



● 令和 3 年 8 月の産業火薬類の生産、出荷 (販売)、在庫量

ー 経済産業省生産動態統計月報 ー

	生産	出荷 (販売)	在庫
火薬及び爆薬 (単位: t)	2,004	2,216	1,416
(前年同月比: %)	(108.6)	(105.5)	(117.5)

● 令和 3 年火薬類関係事故について (10 月 31 日までに報告のあったもの) 総括表 (取扱・種類別一覧表)

項 目		事故件数		死亡者数		負傷者数	
取扱	種類別	件数	計	人数	計	人数 (重-軽)	計
製 造 中	産 業 火 薬	0	1	0	0	0 - 0	1 - 2
	煙 火	1		0		1 - 2	
	が ん 具 煙 火	0		0		0 - 0	
消 費 中	産 業 火 薬	2	16	0	0	0 - 1	0 - 5
	煙 火	9		0		0 - 1	
	が ん 具 煙 火	5		0		0 - 3	
運 搬 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0 - 0	0 - 0
	煙 火	0		0		0 - 0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0 - 0	
貯 蔵 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0 - 0	0 - 0
	煙 火	0		0		0 - 0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0 - 0	
が ん ろ う 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0 - 0	0 - 0
	煙 火	0		0		0 - 0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0 - 0	
その他事故	産 業 火 薬	0	2	0	0	0 - 0	1 - 0
	煙 火	2		0		1 - 0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0 - 0	
合 計	産 業 火 薬	2	19	0	0	0 - 1	2 - 7
	煙 火	12		0		2 - 3	
	が ん 具 煙 火	5		0		0 - 3	

※詳細は、弊協会のホームページをご覧ください。

● 火薬類取締法施行規則等の改正について

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令が10月15日に行われましたのでお知らせします。

令和 3 年10月
経済産業省 産業保安グループ
鉱山・火薬類監理官付

1. 背景

火薬類取締法は、制定された昭和25年以来、技術基準等について、産業実態や技術革新等に合わせた改正を逐次実施してきているものの必ずしも十分とは言いがたい状況となっている。

少量の火薬・爆発を用いた安全装置等に用いられる火工品や新規製品の開発、普及に向けた対応も求められることから、技術基準全体を仕様規定中心の体系から性能規定中心の体系へ転換させる必要がある。

このため、平成26年度の産業構造審議会保安分科会火薬小委員会より技術基準について性能規定化を中心とした見直しの議論が進められてきたところ。

今般、これまでの議論を踏まえ、火薬類の製造及び消費の技術基準の一部について改正を行う。

2. 主な改正事項

①消費の技術基準の性能規定化【消費】

具体的な仕様が定められた基準のうち、見直しの必要があるものについて、性能規定化を行うとともに、対応する例示基準（※）を策定する。

（施行規則第51条～第56条の 4、例示基準）
（※）正式名称は「火薬類取締法施行規則関係例示基準（消費）」。技術総括・保安審議官名で発出する法の運用基準である、「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」（令和 3 年 3 月 1 日付け）の一部。

例：凍結したダイナマイトの融解について、現行省令では「摂氏30度以下に保った室内に置くことで融解する」等の具体的な技術基準が規定されているが、今後は具体的な技術基準は例示基準で規定することとし、改正省令では、その性能規定として、「爆発又は発火のおそれがない適切な方法で融解する」旨を規定する。

②電波を発する機器の携行の制限【製造・消費】

電波により電気雷管が爆発する事故例（海外）が報告されていることを踏まえ、消費現場における電気雷管の運搬時に、電波を発する機器を携行することを新たに制限する。あわせて、危険工室等（電流により作動する機構を持つ火工品を取り扱う危険工室等に限る。）への入室時に、電波を発する機器を携行することを新たに制限する。

また、いずれの場合でも、やむを得ず携行する場合には、火工品に対して間隔を取る等の適切な措置を講ずることを義務づける。

（施行規則第 5 条、第51条）

③半導体集積回路付き電気雷管に関する特例【消費】

半導体集積回路付き電気雷管のうち、漏えい電流や電波等に対する安全機構を取り入れ、誤爆を回避する仕組みが備えられたものについて、電気雷管の運搬及び導通（抵抗）試験時における規制の一部を緩和する（例：導通試験時に、装填箇所から30m以上離れなくても良いものとする）。

（施行規則第51条、第54条）

④火薬類取扱所の設置における特例の見直し【消費】

現行、「1日の消費回数が1回」であって、「直ちに火薬類を火薬庫に返納できる場合」については、火薬類取扱所を設けなくて良いとされているところ、消費場所内に持ち込む火薬類を1回の消費に要する数量に制限することによって管理が徹底できることを踏まえ、「1日の消費回数が1回」という要件を「1回の消費ごと」に変更する（「直ちに火薬類を火薬庫に返納できる場合」という要件は変更なし）。

また、新たに「土地の事情その他やむを得ない事情により、火薬類取扱所を設けることができない消費場所であって、1日の消費回数が1回であり、かつ、火工所として、火薬類取扱所の構造基準に適合する建物を設けた場合」についても、火工所が火薬類取扱所と同等の機能を有すると認められることから、火薬類取扱所を設置しなくて良いこととする。（施行規則第52条）

⑤点火回路を無線とした場合の措置の追加【消費】

無線を用いた点火回路では、他の電波等による誤爆が懸念されるため、誤った信号により意図に反して誤爆しないような措置を講ずることを新たに求めることとする。（施行規則第54条、第56条の 4）

⑥爆薬を装填した際の込物の要否に関する基準の見直し【消費】

火薬類を装填する際に、発火性又は引火性のない砂・粘土等の込物の使用を要する規定を緩和する（例：鋭感剤等を含む含水爆薬を使用する場合には、込物の有無により飛石距離に優位な差が見られないことから、込物の使用を要しないこととする）。（施行規則第53条）

● 景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、そのテンポが弱まっている。

－ 10月の月例経済報告 －

内閣府は15日、月例経済報告等に関する関係閣僚会議に「10月の月例経済報告」を提出し、承認された。

(我が国経済の基調判断)

景気は、新型コロナウイルス感染症の影響より、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、そのテンポが弱まっている。

- ・個人消費は、弱い動きとなっている。
- ・設備投資は、持ち直している。
- ・輸出は、増勢が鈍化している。
- ・生産は、このところ一部に弱さがみられるものの、持ち直している。
- ・企業収益は、感染症の影響により、非製造業の一部に弱さが残るものの、持ち直している。企業の業況判断は、一部に厳しさは残るものの、持ち直しの動きがみられる。
- ・雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、求人等の動きに底堅さもみられる。
- ・消費者物価は、このところ底堅さがみられる。

先行きについては、感染対策を徹底し、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

(政策の基本的態度)

政府は、東日本大震災からの復興・創生、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組む。デフレからの脱却に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、成長戦略の推進に努める。

新型コロナウイルス感染症に対しては、19都道府県の緊急事態宣言及び8県のまん延防止等重点措置の全てを、9月30日をもって解除したが、様々な事態を想定し、ワクチン接種、治療薬の普及を図るとともに、医療提供体制を確保する。また、人流抑制等の影響を受けた方々への経済支援を実施する。同時に、ワクチン接種証明等も活用しながら、通常に近い社会活動を一日も早く取り戻すことができるよう取り組む。

さらに、こうした課題に切れ目なく対応し、新型コロナウイルス対応に万全を期すとともに、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」による「新しい資本主義」を起動させ、国民の安全・安心を確保するため、新たな経済対策を策定する。その間も、新型コロナウイルスの感染状況や、企業や暮らしに与える影響には十分に目配りを行い、必要な対策は、予備費なども活用して、柔軟に行う。

日本銀行においては、企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を強化する措置がとられている。日本銀行には、感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

● 自宅学習方式の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、都道府県火薬類保安協会等の指定協会が実施している保安教育講習、再教育講習について、会場を用いた従来の講習会形式ではなく、受講者の自宅で行う自宅学習方式で実施しています。令和2年の実績についてのアンケート調査を踏まえ、全国统一で実施するものです。

指定協会から受講者に対し、テキストに加え、自宅学習用の資料を送付し、それら両方を用いて受講者自ら学習・習熟度確認をしていただき、その結果をもって受講済とする判断をいたします。

自宅学習方式のながれ

1. 受講を希望される方は、従来どおり各指定協会（都道府県保安協会等）に申し込んでください。
2. 受講者には、申し込みをされた協会からテキストおよび習熟度確認資料（プリント）を郵送します。
3. 受講者の方には、それらの教材を用いて自宅で学習していただきます。
4. 講習には時間数が規定されていることから、所要時間を想定した習熟度確認解答用紙（演習問題、事故例分析）に記入していただきます。
5. テキスト等を受け取った日から2週間以内に学習を済ませ、記入が終わった習熟度確認解答用紙を、受講を申し込んだ協会に返送していただきます。（返送用の封筒はあらかじめ準備してあります。）
6. 習熟度確認解答用紙を登録講師が採点し、「解答と解説」とともに受講者にフィードバックしますので、どこが間違っていたのかおさらいをしてください。
7. 再教育講習の方および従事者手帳交付講習の方には新たに交付される保安手帳を、保安教育講習の方には受講証明シールを同封します。受講証明シールはご自身の手帳に貼付してください。
8. 以上をもって講習を受講したものとみなします。

● 立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令について

火薬類取締法等経済産業省の所管する法律の規定に基づく立ち入り検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式と特例に関する省令改正が10月22日に行われましたのでお知らせします。

○経済産業省令第七十七号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）及び関係法令の規定を実施するため、経済産業省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令を次のように定める。

令和三年十月二十二日 経済産業大臣 萩生田 光一

経済産業省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令

次の各号に掲げる法律の規定（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

- 一 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第四十三条第一項、第四十五条の二十一第二項及び第四十五条の三十七第一項（同法第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。）
- 二 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第四十二条第一項
- 三 高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第六十二条第一項、第二項及び第四項
- 四 武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第二十五条第一項
- 五 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第七十二条第一項
- 六 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）第五十条第一項（同法第五十八条第五項において準用する場合を含む。）
- 七 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第四十一条第一項及び第五項
- 八 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第四十六条第一項
- 九 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第八十三条第一項から第四項まで及び第七項
- 十 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）第二十九条第一項
- 十一 計量法（平成四年法律第五十一号）第百四十八条第一項及び第三項
- 十二 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）第十七条第一項

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式（本則関係）

（第1面）

第 号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日生

年 月 日交付

年 月 日限り有効

都道府県知事（市町村長・区長）

写真

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。	
法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

令和３年度 都道府県別種別火薬類取扱保安責任者及び丙種火薬類製造保安責任者試験合格者数等一覧

種別 県名		甲 種（取扱）				乙 種（取扱）				取 扱 計				丙 種（製造）				合 計		
		出願者数	受験者数	合格者数	合格率	出願者数	受験者数	合格者数	合格率	出願者数	受験者数	合格者数	合格率	出願者数	受験者数	合格者数	合格率	出願者数	受験者数	合格者数
北 海 道		236	220	115	52.3%	18	15	10	66.7%	254	235	125	53.2%	8	8	4	50.0%	262	243	129
東 北	青 森 県	39	34	16	47.1%	3	3	2	66.7%	42	37	18	48.6%					42	37	18
	秋 田 県	27	25	18	72.0%	12	12	5	41.7%	39	37	23	62.2%	3	3	1	33.3%	42	40	24
	山 形 県	14	12	8	66.7%					14	12	8	66.7%	1	1	1	100.0%	15	13	9
	岩 手 県	51	46	17	37.0%	10	8	1	12.5%	61	54	18	33.3%					61	54	18
	宮 城 県	78	71	41	57.7%	14	14	9	64.3%	92	85	50	58.8%					92	85	50
	福 島 県	62	57	21	36.8%	20	19	7	36.8%	82	76	28	36.8%	1	1	1	100.0%	83	77	29
小 計		271	245	121	49.4%	59	56	24	42.9%	330	301	145	48.2%	5	5	3	60.0%	335	306	148
関 東	栃 木 県	46	43	22	51.2%	9	9	4	44.4%	55	52	26	50.0%	1	1	1	100.0%	56	53	27
	茨 城 県	53	51	28	54.9%	25	24	17	70.8%	78	75	45	60.0%	2	2	2	100.0%	80	77	47
	群 馬 県	51	49	35	71.4%	20	20	13	65.0%	71	69	48	69.6%	2	2	2	100.0%	73	71	50
	埼 玉 県	41	39	22	56.4%	10	10	6	60.0%	51	49	28	57.1%	3	3	2	66.7%	54	52	30
	東 京 都	257	233	181	77.7%	45	45	27	60.0%	302	278	208	74.8%	12	12	8	66.7%	314	290	216
	千 葉 県	47	44	32	72.7%	9	9	6	66.7%	56	53	38	71.7%	2	2	1	50.0%	58	55	39
	神奈川県	110	97	63	64.9%	22	22	13	59.1%	132	119	76	63.9%	3	3	3	100.0%	135	122	79
	新 潟 県	39	38	26	68.4%	13	12	8	66.7%	52	50	34	68.0%	2	2	2	100.0%	54	52	36
	長 野 県	48	45	16	35.6%	24	22	10	45.5%	72	67	26	38.8%	9	8	4	50.0%	81	75	30
	山 梨 県	26	26	18	69.2%	3	3	3	100.0%	29	29	21	72.4%	1				30	29	21
	静 岡 県	34	33	17	51.5%	20	19	8	42.1%	54	52	25	48.1%	4	4	2	50.0%	58	56	27
小 計		752	698	460	65.9%	200	195	115	59.0%	952	893	575	64.4%	41	39	27	69.2%	993	932	602
中 部	愛 知 県	330	313	225	71.9%	46	42	26	61.9%	376	355	251	70.7%	2	2	2	100.0%	378	357	253
	岐 阜 県	97	90	41	45.6%	21	18	9	50.0%	118	108	50	46.3%	1	1	1	100.0%	119	109	51
	三 重 県	37	34	19	55.9%	15	14	4	28.6%	52	48	23	47.9%					52	48	23
	富 山 県	40	37	11	29.7%	7	7	2	28.6%	47	44	13	29.5%					47	44	13
	石 川 県	19	18	15	83.3%	2	2	1	50.0%	21	20	16	80.0%					21	20	16
小 計		523	492	311	63.2%	91	83	42	50.6%	614	575	353	61.4%	3	3	3	100.0%	617	578	356
近 畿	福 井 県	79	77	34	44.2%	11	11	7	63.6%	90	88	41	46.6%	1	1			91	89	41
	滋 賀 県	25	24	11	45.8%	6	6	5	83.3%	31	30	16	53.3%					31	30	16
	京 都 府	48	40	23	57.5%	19	18	11	61.1%	67	58	34	58.6%					67	58	34
	奈 良 県	11	11	8	72.7%	6	6	5	83.3%	17	17	13	76.5%	1	1	1	100.0%	18	18	14
	和歌山県	15	11	5	45.5%	7	6	6	100.0%	22	17	11	64.7%					22	17	11
	大 阪 府	101	85	48	56.5%	57	56	41	73.2%	158	141	89	63.1%	4	4	3	75.0%	162	145	92
	兵 庫 県	149	122	88	72.1%	39	38	25	65.8%	188	160	113	70.6%	5	4	1	25.0%	193	164	114
小 計		428	370	217	58.6%	145	141	100	70.9%	573	511	317	62.0%	11	10	5	50.0%	584	521	322
国 中	岡 山 県	51	43	23	53.5%	12	11	7	63.6%	63	54	30	55.6%	1	1	1	100.0%	64	55	31
	広 島 県	95	91	58	63.7%	26	26	15	57.7%	121	117	73	62.4%					121	117	73
	鳥 取 県	17	17	7	41.2%	7	6	3	50.0%	24	23	10	43.5%					24	23	10
	鳥 根 県	36	36	15	41.7%	11	11	5	45.5%	47	47	20	42.6%	3	3	2	66.7%	50	50	22
	山 口 県	71	43	18	41.9%	11	11	9	81.8%	82	54	27	50.0%					82	54	27
小 計		270	230	121	52.6%	67	65	39	60.0%	337	295	160	54.2%	4	4	3	75.0%	341	299	163
四 国	香 川 県	19	18	10	55.6%	8	8	3	37.5%	27	26	13	50.0%	1	1	1	100.0%	28	27	14
	愛 媛 県	25	25	13	52.0%	15	12	5	41.7%	40	37	18	48.6%	5	5			45	42	18
	徳 島 県	12	10	2	20.0%	12	8	6	75.0%	24	18	8	44.4%	1	1	1	100.0%	25	19	9
	高 知 県	25	25	16	64.0%	8	7	2	28.6%	33	32	18	56.3%	1	1	1	100.0%	34	33	19
小 計		81	78	41	52.6%	43	35	16	45.7%	124	113	57	50.4%	8	8	3	37.5%	132	121	60
九 州	福 岡 県	95	88	50	56.8%	28	27	18	66.7%	123	115	68	59.1%	7	7	6	85.7%	130	122	74
	佐 賀 県	16	16	5	31.3%	6	6	3	50.0%	22	22	8	36.4%	1	1	1	100.0%	23	23	9
	長 崎 県	72	64	31	48.4%	7	7	4	57.1%	79	71	35	49.3%					79	71	35
	熊 本 県	73	69	32	46.4%	16	13	4	30.8%	89	82	36	43.9%					89	82	36
	大 分 県	78	73	30	41.1%	12	12	3	25.0%	90	85	33	38.8%					90	85	33
	宮 崎 県	86	67	23	34.3%	12	10	3	30.0%	98	77	26	33.8%	1	1			99	78	26
	鹿児島県	87	60	29	48.3%	13	13	4	30.8%	100	73	33	45.2%					100	73	33
小 計		507	437	200	45.8%	94	88	39	44.3%	601	525	239	45.5%	9	9	7	77.8%	610	534	246
沖 縄 県		50	43	24	55.8%	56	44	18	40.9%	106	87	42	48.3%	2	2	1	50.0%	108	89	43
合 計		3,118	2,813	1,610	57.2%	773	722	403	55.8%	3,891	3,535	2,013	56.9%	91	88	56	63.6%	3,982	3,623	2,069